

令和4年度(2022年度)
第4回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和5年(2023年)2月20日(月) 午後2時00分～3時00分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

井上会長、三浦副会長、神代委員、清水委員、高橋委員、番場委員、堀内委員

※欠席：片平委員、野田委員、橋本委員

(2) 事務局

総務部総務課：宮内課長、舩調整幹、近山主査

(3) 報告実施機関

総務部総務課：宮内課長、葛西主任

4 公開・非公開の別

一部非公開（会長の選任につき非公開）

5 傍聴者

なし

6 合意・決定事項等

(1) 会長の選出について

会長に井上委員を選出。

7 報告事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の施行に際する細則等について
実施機関より説明及び報告を行った。

8 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

9 会議資料

(1) 報告事項資料

- ① 資料１：個人情報保護に関する法律施行細則（案）等説明資料【総務課】

令和4年度(2022年度) 第4回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

1 開 会

- 司会（宮内課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 委員及び事務局等の自己紹介
- 議長（三浦副会長）による議事進行へ移行

2 審 議

(1) 会長の選出について

- 会長に井上委員を選出
- 会長の挨拶
- 議長（井上会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

3 報告事項

(1) 個人情報の保護に関する法律の施行に際する細則等について

- 総務課が資料「個人情報の保護に関する法律施行細則（案）等説明資料」に基づき、報告した。
- 質疑応答

- ① 亡くなった親の個人情報を今までは子どもが開示できていたものが出来なくなると説明があったが、それについて詳しく説明してほしい。

（実施機関）

越谷市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第2条では、「個人情報」を「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう」と定義しており、「特定の個人が識別されるもの」というところの解釈で、亡くなった親の情報は相続が発生して承継した時点で子の個人情報の範囲内というような運用を行っている。国が示す個人情報の保護に関する法律（以下、「保護法」という。）についての「事務対応ガイド」等では、個人情報の定義を裁量で広げることが許容されず、開示請求はあくまでその情報から請求者個人を識別することができる場合に限りすることができるとされた。例えば亡くなった親の情報に、連絡先として子の名前が載っていたら、それは子の個人情報でもあるから、子は開示請求することが出来るが、亡くなった親の情報、単体それだけでは、子が請求することは出来ない。今後においては、国が示す内容に従って厳格に運用していく中で、亡くなった親の情報に対する開示請求権が認められなくな

ってしまうため、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」でフォローアップしていく予定。

② 別表第1及び第2のかっこの条文が違うのではないか。

(実施機関)

正しくは、別表第1が第6条関係であり、別表第2は第9条関係であるため、修正する。

③ 規則ではなく、細則という位置づけにした理由は。

(実施機関)

細則という名称であるが、法律上の位置づけとしては、越谷市個人情報保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）の施行規則であり、法施行条例の運用に対して市長が定める命令という形になる。規則を制定する理由は、保護法の施行令で地方公共団体の規則に委任している事項がある。それが第6条第2項の郵送に要する費用であり、市の規則で定める必要がある。規則を制定する中で、条例の施行についての事項を定めるものは、基本的に施行規則としているが、そもそも法施行条例の名称自体に施行が入っているため、そのまま施行規則とすると、法施行条例施行規則ということで、わかりづらい。越谷市の法規の作り方として、そういった同じ言葉を重ねないという考え方があるため、細則という名称を使うこととした。

④ この細則の最終決定はどのようにされるのか。

(実施機関)

この審議会で説明させていただいた後に、市長決裁を経る。

⑤ 資料1－4の越谷市保有個人情報の適切な管理に関する指針（以下、「指針」という。）について概要（以下、「概要」という。）の4（6）個人情報の取扱いの委託について、再委託を禁止から制限へ変更とある。実際の指針の8（1）の①に、契約の内容によっては契約書等の作成を省略する場合も考えられるという記載がある。（4）に記載のあるようにいろいろなケースが考えられ、事情があり必要がある場合は委託、再委託をすればいいと思う。ただ審議会でも何回も議論になったが、委託もしくは再委託についてはかなり大きなリスクがある。尼崎のUSBの紛失事案についても、市の第三者委員会や受託会社の第三者委員会の正式な報告が出て、ホームページで見られるが、それを見ると受託会社が再委託しているのに、それを隠すように言って名刺は出さないように指示するなど、かなり悪質なケースもあり、その辺は非常に注意を払うべき点ではないかと思う。8（1）①の下の方で「契約の内容によっては契約書等の作成を省略する場合も考えられるが、個人情報保護の観点から措置が必

要なときは、契約書等を作成し、…（以下略）」とあるが、個人情報を含む契約内容であって契約書を作成せず省略する場合とはどんな場合が考えられるか。

（実施機関）

具体的な想定はない。金額などによって契約書を省略できる場合はあるが、個人情報を取り扱うような事業で数万円以下はなかなか想定されないと考えている。現在、想定できていない事由による契約書の不要条件に該当するようなケースがあったときのための記載である。

- ⑥ それならば、個人情報を含む場合は、原則として契約書を締結しなければならないとした方がより安全な対応になるのではないか。万が一の必要のない場合に備えてこういう規定を設けるよりも、大きな網をかけておいて、先ほどの説明のような場合は例外とした方が、セキュリティという面から良いのではないか。

（実施機関）

契約に関しては、契約課や会計課の規則等の整合があるため、それを確認し検討する。

- ⑦ 指針の概要４（８）安全管理上の問題への対応で、「越谷市情報セキュリティ緊急時対応計画にのっとり対応しつつ、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会への報告を行うことを規定しています。」とあるが、この審議会への報告は考えていないのか。

（実施機関）

そういった事案が生じた場合は、条例上でも規定しているとおおり、少なくとも年に１回は事案について報告する。

- ⑧ たいしたことがないものは良いが、個人情報保護委員会に緊急に報告しなければならないような事案が起きた場合には、年に１回の報告だけではなく、国に対して報告すると同時に、審議会に対して報告したほうがよいのではないか。

（実施機関）

審議会への報告はケースバイケースで検討する。状況によっては国等の対応が最優先になってしまうため、正式に書類を整えて報告するには時間がかかってしまうことが想定されるが、可能な限り情報提供共有に努めたいと考えている。

- ⑨ 私が言いたいのは、国の方ばかり見てないで、地元を足元もちちゃんと見てほしいということ。前回の審議会でも申し上げたが、今まで地方分権的で個人情報保護条例という法体系だったが、個人情報保護委員会が一括して管理・監督する形で中央集権的となった。情報の流通という面ではメリットがあると思うが、そうではないデメリ

ットもある。地元から目が国にだけ向いてしまうと困る。国を見るのも大事だが、それだけではなく、地元も見てほしい。

(実施機関)

改正した越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例でも、個人情報の重要事項について市長から報告を受け、意見を述べるができる規定を、明示して残している。今後、審議会をないがしろにするという考え方はない。個人情報保護委員会へは保護法施行規則に基づき、第一報を3日から5日以内に報告するが、審議会への報告は、確定してから情報共有したいと考えている。

4 その他

なし

5 閉 会

● 司会（宮内課長）による閉会挨拶